

## 第 1 層生活支援コーディネーター業務の委託について

### 1 経緯

厚生労働省のガイドラインでは、地域(日常生活圏域等)毎に、協議体を設置することとされていますが、市内で設置済の地区版地域助け合い協議会(第 2 層協議体)は、当該地域における要支援高齢者等の情報等、地域の事情に精通している地域住民で構成され、生活支援コーディネーターは、その中から選出されているところです。

一方、市レベルで、地域での支え合い活動の創出に向けた話し合いを行う大船渡市地域助け合い協議会(第 1 層協議体)の生活支援コーディネーターは、これまで、地域包括ケア推進室の職員が担ってきました。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築のためには、公的サービスだけでなく、日常的な生活支援や介護予防などの様々なニーズに対応した地域での支え合い活動や、NPO・ボランティア等によるサービスを充実させることが重要です。

このため、第 1 層協議体の生活支援コーディネーターには、第 2 層協議体や社会福祉協議会のみならず、多様なサービス提供団体等と連携していくことが、今後ますます求められるところであり、コーディネート機能の一層の充実を図り、第 1 層協議体での協議が深められるよう進めていく必要があります。

### 2 平成 30 年度第 1 層生活支援コーディネーター業務について

NPO 法人おおふなと市民活動センターは、大船渡市の社会課題解決のためのネットワークづくり、社会を担う人材育成等を目的としている団体であり、地域にある様々な社会資源を繋げ、組み合わせていく調整役として適した団体となっています。

このため、平成 30 年度は、第 1 層生活支援コーディネーターの業務をNPO法人おおふなと市民活動センター(サン・リア 2F TEL&FAX 47-5702)に委託して実施します。

#### <第 1 層生活支援コーディネーターの主な業務>

- ・ 第 2 層協議体が実施するニーズと課題を抽出する検討会の運営をサポートする。
- ・ 市、社会福祉協議会と連携し、第 1 層協議体の協議事項等の検討を行う。
- ・ 支え合い活動団体の活動を周知・広報する。